

令和4年6月

宇土市議会定例会議案（その2）

令和4年6月3日招集

令和4年6月市議会定例会議案（その2）目次

番 号	議 案 名	ページ
議案第39号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第5号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第17号）について	1 別冊
議案第40号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第6号 宇土市税条例の一部を改正する条例について	2
議案第41号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第7号 宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例について	5
議案第42号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第7-2号 令和3年度宇土市公共下水道事業会計補 正予算（第3号）について	7 別冊
議案第43号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第8号 宇土市固定資産評価員の選任について	8
議案第44号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第9号 令和4年度宇土市一般会計補正予算（第1号） について	9 別冊
議案第45号	宇土市条例の読点の表記を改正する条例について	10
議案第46号	宇土市工場立地法地域準則条例について	11
議案第47号	宇土市税条例等の一部を改正する条例について	15
議案第48号	宇土市税特別措置条例の一部を改正する条例について	19
議案第49号	宇土市芝光苑民間譲渡先選定委員会設置条例について	20
議案第50号	熊本縣市町村総合事務組合格約の一部変更について	23
議案第51号	財産の取得について	24
議案第52号	宇土市道路線の認定について	25
議案第53号	令和4年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について	30 別冊

議案第54号	令和4年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について	30 別冊
議案第55号	令和4年度宇土市介護保険特別会計補正予算(第1号)について	31 別冊
議案第56号	令和4年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	〃
議案第57号	令和4年度宇土市水道事業会計補正予算(第1号)について	32 別冊
議案第58号	令和4年度宇土市公共下水道事業会計補正予算(第1号)について	〃
議案第59号	宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任について	33
報告第2号	令和3年度宇土市一般会計継続費繰越計算書の報告について	34
報告第3号	令和3年度宇土市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	36
報告第4号	令和3年度宇土市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	41
報告第5号	令和3年度宇土市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について	43
報告第6号	令和3年度宇土市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	45
報告第7号	令和3年度宇土市公共下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について	47
報告第8号	令和3年度宇土市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	49
報告第9号	宇土市土地開発公社の経営状況の報告について	51
報告第10号	専決処分の報告について 専決第4号 損害賠償額の決定について	80

議案第 39 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により，下記の事件を専決処分したので，同条第 3 項の規定により次のとおり報告し，その承認を求める。

令和 4 年 6 月 3 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

記

専決第 5 号

専 決 処 分 書

令和 3 年度宇土市一般会計補正予算（第 17 号）について，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により，別冊のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 29 日専決

宇土市長 元 松 茂 樹

専決理由

既定予算を補正する必要が生じたが，緊急を要し，議会を招集する時間的余裕がないため，専決処分するものである。

議案第40号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の事件を専決処分したので、同条第3項の規定により次のとおり報告し、その承認を求める。

令和4年6月3日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

記

専決第6号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事件について専決処分する。

令和4年3月31日専決

宇土市長 元 松 茂 樹

1 宇土市税条例の一部を改正する条例について

専決理由

条例を改正する必要性が生じたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものである。

宇土市税条例の一部を改正する条例

宇土市税条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第73条の2第1項中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第73条の3第1項中「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第

5 項中「附則第 15 条第 24 項第 1 号」を「附則第 15 条第 23 項第 1 号」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 24 項第 2 号」を「附則第 15 条第 23 項第 2 号」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 24 項第 3 号」を「附則第 15 条第 23 項第 3 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 25 項第 2 号」を「附則第 15 条第 24 項第 2 号」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号イ」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号ロ」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号ハ」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号ニ」に改め、同条第 14 項中「附則第 15 条第 27 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 26 項第 2 号イ」に改め、同条第 15 項中「附則第 15 条第 27 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 26 項第 2 号ロ」に改め、同条第 16 項中「附則第 15 条第 27 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 26 項第 2 号ハ」に改め、同条第 17 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号イ」に改め、同条第 18 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号ロ」に改め、同条第 19 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号ハ」に改め、同条第 20 項中「附則第 15 条第 30 項」を「附則第 15 条第 29 項」に改め、同条第 21 項中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改め、同条第 22 項中「附則第 15 条第 35 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改め、同条第 23 項中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改め、同条第 24 項中「附則第 15 条第 46 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改め、同条中第 26 項を第 27 項とし、第 25 項を第 26 項とし、第 24 項の次に次の 1 項を加える。

25 法附則第 15 条第 44 項に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。

附則第 10 条の 3 第 9 項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第 11 項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第 12 条第 1 項中「100 分の 5」の次に「（商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあっては、100 分の 2.5）」を加える。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の宇土市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 4 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 3 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法附則第 15

条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第41号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の事件を専決処分したので、同条第3項の規定により次のとおり報告し、その承認を求める。

令和4年6月3日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

記

専決第7号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事件について専決処分する。

令和4年3月31日専決

宇土市長 元 松 茂 樹

1 宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

専決理由

条例を改正する必要が生じたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものである。

宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宇土市国民健康保険税条例（昭和34年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「630,000円」を「650,000円」に改め、同条第3項ただし書中「190,000円」を「200,000円」に改める。

第23条第1項中「630,000円」を「650,000円」に、「190,000円」を「200,000円」に改める。

附則第2項中「同条中」を「同項中」に改める。

附則第15項の見出し中「平成22年度」を「平成31年度」に改め、同項中「平成22年度」を「平成31年度」に改め、「保険税」の次に「（所得割額に限る。）」を加え、「該当する者」を「該当する者」に改め、同項を附則第14項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の第2条、第23条及び附則第2項の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の附則第14項の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第42号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の事件を専決処分したので、同条第3項の規定により次のとおり報告し、その承認を求める。

令和4年6月3日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

記

専決第7-2号

専 決 処 分 書

令和3年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和4年3月31日専決

宇土市長 元 松 茂 樹

専決理由

既定予算を補正する必要が生じたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものである。

議案第43号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の事件を専決処分したので、同条第3項の規定により次のとおり報告し、その承認を求める。

令和4年6月3日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

記

専決第8号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事件について専決処分する。

令和4年4月4日専決

宇土市長 元 松 茂 樹

1 宇土市固定資産評価員の選任について

専決理由

宇土市固定資産評価員である税務課長の令和4年4月4日付け人事異動に伴い、後任を選任する必要が生じたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものである。

宇土市固定資産評価員の選任について

地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、次の者を宇土市固定資産評価員に選任する。

宇土市市民環境部税務課長 いけだ ただあき
池田 忠陽

議案第 4 4 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により，下記の事件を専決処分したので，同条第 3 項の規定により次のとおり報告し，その承認を求める。

令和 4 年 6 月 3 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

記

専決第 9 号

専 決 処 分 書

令和 4 年度宇土市一般会計補正予算（第 1 号）について，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により，別冊のとおり専決処分する。

令和 4 年 5 月 1 2 日専決

宇土市長 元 松 茂 樹

専決理由

既定予算を補正する必要が生じたが，緊急を要し，議会を招集する時間的余裕がないため，専決処分するものである。

議案第45号

宇土市条例の読点の表記を改正する条例について

宇土市条例の読点の表記を改正する条例を次のように制定する。

令和4年6月3日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市条例の読点の表記を改正する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、宇土市条例の読点の整備に関し、必要な事項を定めるものとする。
(読点の表記に関する改正)

第2条 この条例の施行前に公布された宇土市条例において、読点として表記する「,」を
「、」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

国の機関において、公用文の作成に係る表記の原則が見直されたことに伴い、宇土市条例の読点の表記を見直すため、条例を制定する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第46号

宇土市工場立地法地域準則条例について

宇土市工場立地法地域準則条例を次のように制定する。

令和4年6月3日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市工場立地法地域準則条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第1項に規定する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域の区分	設定区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
第1種区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域，第一種住居地域，第二種住居地域，準住居地域，近隣商業地域又は商業地域の指定を受けている区域	100分の20超	100分の25超
第2種区域	都市計画法第8条第1項第1号の準工業地域の指定を受けている区域	100分の10以上	100分の15以上
第3種区域	都市計画法第8条第1項第1号の工業地域又は工業専用地域の指定を受けている区域	100分の10以上	100分の15以上
第4種区域	第1種，第2種及び第3種区域以外の区域	100分の5以上	100分の10以上

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第4条 特定工場の敷地が前条の表に規定する区域のうち、2以上の区域にわたる場合における同条の規定の適用については、同表に規定するいずれかの区域の割合が最も高い区域における同条の規定を当該敷地の全部に適用する。

(建築物屋上等緑化施設等の緑地面積への算入割合)

第5条 工場立地法施行規則(昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「規則」という。)第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合まで緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができるものとする。

(本市に隣接する地方公共団体の長との協議)

第6条 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたるときは、市長が当該地方公共団体の長と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(既存工場等に係る緑地及び環境施設の面積の算定)

2 次項に定める場合を除き、昭和49年6月28日までに設置されている又は設置のための工事が行われている法第6条第1項に規定する製造業等に係る特定工場(以下「既存工場等」という。)が第3条の表における第1種区域に存する場合であって、当該既存工場等において、生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。)が行われるときは、同条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、それぞれ次の各号に掲げる式によって行うものとする。

(1) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.2S - G_1 > 0$ のときは

$G \geq 0.2S - G_1$ とし、 $0.2S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

(2) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.25S - E_1 > 0$ のときは

$E \geq 0.25S - E_1$ とし、 $0.25S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

3 法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する既存工場等が、第3条の表における第1種区域に存する場合であつて、当該既存工場等において生産施設の面積の変更が行われるときは、同条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、それぞれ次の各号に掲げる式によって行うものとする。

(1) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.2S - G_1 > 0$ のときは

$G \geq 0.2S - G_1$ とし、 $0.2S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

(2) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.25S - E_1 > 0$ のときは

$E \geq 0.25S - E_1$ とし、 $0.25S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

4 第3条の表に掲げる第2種区域、第3種区域又は第4種区域の範囲内に存する既存工場等において生産施設の面積の変更が行われるときの同条に規定する割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定については前2項の規定を準用する。この場合において、第2種区域及び第3種区域については、同項中「0.2」とあるのは「0.1」と、「0.25」とあるのは「0.15」と読み替えるものとし、第4種区域については、同項中「0.2」とあるのは「0.05」と、「0.25」とあるのは「0.1」と読み替えるものとする。

5 附則第2項各号及び第3項各号(前項において準用する場合を含む。)に掲げる式において、次の各号に掲げる記号は、当該各号に定める数値を表すものとする。

(1) G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

(2) P 当該変更に係る生産施設の面積

(3) γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

(4) G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。)の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要

な緑地の面積の合計を超える面積

- (5) S 当該既存工場等の敷地面積
- (6) G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計
- (7) E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積
- (8) E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積
- (9) E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設的面積の合計
- (10) n 当該既存工場等が属する業種の個数
- (11) P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設的面積
- (12) γ_j j 業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

提案理由

工場立地法の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるため、条例を制定する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 47 号

宇土市税条例等の一部を改正する条例について

宇土市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 6 月 3 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市税条例等の一部を改正する条例
(宇土市税条例の一部改正)

第 1 条 宇土市税条例(昭和 34 年条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 18 条の 4 第 1 項中「交付」の次に「(法第 382 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)」を加える。

第 33 条第 4 項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第 33 条第 6 項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第 34 条の 9 第 1 項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第 2 項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「所得税法第 2 条第 1 項第 33 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。)の法第 314 条の 2 第 1 項第 10 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第 2 項中「第 2 条第 4 項ただし書」を「第 2 条第 3 項ただし書」に改める。

第 36 条の 3 第 2 項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第 3 項中「附記し」を「付記し」に改める。

第 36 条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が 1,000 万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第 313 条第 3 項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第 4 項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が 133 万円以下であるものに限る。)

る。次条第1項において同じ。)の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第53条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第73条の2第1項中「閲覧の手数料」を「閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料」に改める。

第73条の3第1項中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第26条を削る。

(宇土市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 宇土市税条例の一部を改正する条例(令和3年条例第15号)の一部を次のように改正する。

宇土市税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条中「宇土市税条例の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中宇土市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第26条を削る改正規定並びに第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中宇土市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項、第36条の3第2項及び第3項並びに第53条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条(宇土市税条例の一部を改正する条例(令和3年条例第15号)附則第2条の改正規定に限る。)の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中宇土市税条例第18条の4第1項の改正規定、同条例第73条の2第1項の改正規定及び同条例第73条の3第1項の改正規定並びに次条並びに附則第4条第1項及び第2項の規定 民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の宇土市税条例第18条の4第1項(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の宇土市税条例(以下「新条例」という。)第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の宇土市税条例(次項において「旧条例」という。)第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」とい

う。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の宇土市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の宇土市税条例第73条の2第1項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる地方税法第382条の2の規定による固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧について適用する。

- 2 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の宇土市税条例第73条の3第1項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる地方税法第382条の3の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

提案理由

地方税法の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 48 号

宇土市税特別措置条例の一部を改正する条例について

宇土市税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 6 月 3 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市税特別措置条例の一部を改正する条例

宇土市税特別措置条例（昭和 57 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 12 条第 3 項（同項の表の第 2 号に係る部分に限る。）」を「第 12 条第 4 項の表の第 2 号」に、「第 45 条第 2 項（同項の表の第 2 号に係る部分に限る。）」を「第 45 条第 3 項の表の第 2 号」に改め、同号ア中「第 28 条の 9 第 10 項」を「第 28 条の 9 第 10 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

半島振興法第 17 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成 7 年自治省令第 16 号）の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第49号

宇土市芝光苑民間譲渡先選定委員会設置条例について

宇土市芝光苑民間譲渡先選定委員会設置条例を次のように制定する。

令和4年6月3日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市芝光苑民間譲渡先選定委員会設置条例
(設置)

第1条 宇土市芝光苑を民間譲渡するに当たり、譲渡先法人の候補者の審査及び選定を公平かつ適正に行うため、宇土市芝光苑民間譲渡先選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 譲渡先法人の候補者の審査及び選定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、譲渡先法人の候補者の審査及び選定に関し、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 法人等の財務会計に関する専門的知見を有する者
- (3) 高齢者福祉に関する専門的知見を有する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から市と譲渡先法人が宇土市芝光苑に係る譲渡契約を締結する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、第4条の規定による任期の間において、最初のもは市長が、2回目以降のものは委員長が招集し、いずれも委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求めて意見

若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

4 委員会の会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前条第3項の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢者支援課において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、附則第4項に規定する日の翌日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

」を

「

」に

改める。

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

」を

「

」に

改める。

(失効)

- 4 この条例（前2項の規定を除く。）は、市と譲渡先法人が宇土市芝光苑に係る譲渡契約を締結した日限り、その効力を失う。

提案理由

宇土市芝光苑を民間譲渡するに当たり、譲渡先法人の候補者の審査及び選定を行うための機関を設けるため、条例を制定する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第50号

熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により，熊本県市町村総合事務組合同規約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を次のとおり変更する。

令和4年6月3日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

熊本県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

熊本県市町村総合事務組合同規約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2中「小国町外一ヶ町公立病院組合」を「小国郷公立病院組合」に改める。

附 則

この規約は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による熊本県知事の許可のあった日から施行し，この規約による改正後の熊本県市町村総合事務組合同規約の規定は，令和4年4月1日から適用する。

提案理由

熊本県市町村総合事務組合同規約を変更しようとするときは，地方自治法第290条の規定により，議会の議決を経る必要がある。

これが，この議案を提出する理由である。

議案第51号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和4年6月3日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | 電子黒板一式（80セット） |
| 2 | 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 取得価格 | 41,234,600円（消費税及び地方消費税相当額を含む。） |
| 4 | 契約の相手方 | 宇土市城之浦町233番地
株式会社アンサー・インターナショナル
代表取締役 曾方 之 |

提案理由

予定価格2,000万円以上の財産の取得は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第3条の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 5 2 号

宇土市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき，次のとおり市道の路線を認定する。

令和 4 年 6 月 3 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
4 - 1 5 8	入地 4 号線	入地町字塩田 8 4 番 3 地先	入地町字塩田 1 1 番 8 地先	
4 - 1 5 9	入地 5 号線	入地町字塩田 8 4 番 3 地先	入地町字塩田 6 9 番 1 4 地先	
4 - 1 6 0	入地 6 号線	入地町字塩田 4 0 番 1 6 地先	入地町字塩田 4 0 番 8 地先	
4 - 1 6 1	入地 7 号線	入地町字塩田 8 5 番 8 地先	入地町字塩田 5 5 番 3 地先	

提案理由

市道の路線を認定するには，道路法第 8 条第 2 項の規定により，議会の議決を経る必要がある。

これが，この議案を提出する理由である。

認定路線位置図



認定路線位置図



認定路線位置図



4-160 入地6号線

認定路線位置図



議案第53号

令和4年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について

令和4年度宇土市一般会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和4年6月3日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第54号

令和4年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

令和4年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和4年6月3日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 5 5 号

令和 4 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 4 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定める。

令和 4 年 6 月 3 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により，議会の議決を必要とする。

これが，この議案を提出する理由である。

議案第 5 6 号

令和 4 年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 4 年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定める。

令和 4 年 6 月 3 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により，議会の議決を必要とする。

これが，この議案を提出する理由である。

議案第57号

令和4年度宇土市水道事業会計補正予算（第1号）について

令和4年度宇土市水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和4年6月3日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第58号

令和4年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について

令和4年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和4年6月3日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。